

わかやま和み暮らし推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、わかやま和み暮らし推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、民間及び行政が連携して移住・二地域居住等の推進に取り組み、もって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 移住、二地域居住等に関する諸情報の収集
- (2) 移住、二地域居住等に関する民間サービスや行政サービスなど地域情報の発信
- (3) 移住、二地域居住等推進の受入態勢づくり
- (4) 移住、二地域居住等に関する調査・研究事業
- (5) 会員相互及び会員と都市部民間事業者等との交流機会等の創出
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 民間会員
- (2) 自治体会員

2 協議会に住宅部会を設置する。

(会費)

第5条 会費は、当分の間、無料とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 役員は、会員の互選をもって選出し、会長は、協議会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合に、その職を代理する。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(研究会)

第9条 移住・二地域居住等に関する調査・研究のため、会長は、協議会に研究会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を和歌山県移住定住推進課におく。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年10月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。